

「障害者雇用相談援助事業」を利用してみませんか

法定雇用率未達成企業（特に障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）、除外率設定業種の企業（特に除外率引下げによる影響の大きい企業））等において、障害者雇用を検討している事業主の皆様へ

障害者雇用の経験やノウハウを有する下記認定事業者から、障害者の一連の雇用管理に関する相談援助を無料で受けることができます。

障害者雇用相談援助事業の概要 ※詳細は別添リーフレット参照

都道府県労働局長の認定を受けた事業者が障害者雇用の経験やノウハウが不足する事業主に対して、雇入れやその雇用継続を図るための一連の雇用管理に関する相談援助を行います。

大分県内を対象とする認定事業者一覧

全国の認定事業者のうち大分県内を対象とする認定事業者を大分労働局HPに掲載しています。

※毎月末更新
掲載イメージ

大分労働局HP



No	事業者名又は法人名称	主たる事業所の住所地	法人種別	認定年月日	事業実施地域		障害種別の限定（※）	事業実施者の人数（支援体制）	障害者の一連の雇用管理に関する具体的な経験	利用事業主の声	参考（事業者のHP情報又は連絡先等）
					都道府県名	市区町村名（都道府県内で地域を限定する場合）					
1	株式会社○○○○	大分市○○町●番●号 △△ビル▲階	特例子会社	令和○年○月○日	福岡県 熊本県 大分県		—	●人	詳細情報		(事業者HP) http://www.●●●●@▲▲▲ (電話番号) ●●●●●●●●●●

障害者雇用相談援助事業の利用を希望する事業主の皆様は、労働局ホームページを確認し直接認定事業者と連絡をとることとなります。

一覧の一番右に掲載されている「参考（事業者のHP情報又は連絡先等）」へご連絡ください。

大分県内に事業所住所地がある認定事業者一覧（令和7年5月末現在）

No	認定事業者名	所在地	法人種別	事業実施地域	担当課	連絡先
1	オムロン太陽株式会社	別府市	特例子会社・もにす認定事業主	全都道府県	D&I推進グループ	TEL : 0977-66-4447 E-Mail : omron-taiyo@omron.com

障害者雇用相談援助事業における計画について

- 認定事業者は、利用事業主の皆様ヒアリングを行った上で相談援助事業計画書（以下「計画書」といいます。）を作成し、作成した計画書案について、事業主の皆様説明し了承を得ることとされています。このため、事業主の皆様におかれては、障害者雇用に関する課題を説明いただき、その内容が計画書案に適切に反映されているかご確認ください。
- 当該計画書案について独立行政法人 高齢・障害・求職者支援機構（以下「機構」という）による確認を経た後、認定事業者と契約を結んでいただいた上で、事業が実施されることとなりますが、認定事業者からの相談がなく、当初予定していた支援内容と異なる契約の締結を求められた又は契約内容と異なる支援が行われた場合や、契約を結ぶ前に事業が開始された場合等は、速やかに機構に情報提供してください。

障害者雇用相談援助事業における計画の作成等についてのお問い合わせ

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 大分支部 TEL : 097-522-7255

障害者雇用相談援助事業の制度についてのお問い合わせ

大分労働局 職業安定部 職業対策課 TEL : 097-535-2090

大分県内に事業所住所地がある認定事業者の「法人としての経験」

※詳しくは大分労働局HP掲載の「詳細情報」をご確認ください

障害者の一連の雇用管理	オムロン太陽株式会社 			
①経営陣の理解促進	毎年社内にて「人づくり研修」という障がいの理解のための研修を実施。外部には、県からの委託事業において、企業の経営陣に対し研修会開催。また、自社グループ各社の管理職やリーダー層の障害者雇用促進に関する啓蒙活動として、研修会を開催。			
②障害者雇用推進体制の構築	障がい者雇用推進部門を設置し重点的に取り組んでいる。また、精神保健福祉士やジョブコーチ、職業生活相談員を配置するなど、会社全体で障がいのある人のための業務改善を実施。			
③社内での障害者雇用の理解促進	「人づくり研修」という障がいの理解のための研修を全社員に実施。外部向けでは県からの委託事業において、障害者雇用の促進のための研修会を開催したり、自社グループ内の人事担当者を中心にインクルーシブ研修を開催し、障害者雇用の促進に努めている。			
④当該事業所内における職務の創出・選定	実習での実績、ナビゲーションブックなどに基づき特性に合った業務を選定。さらに「ユニバーサルものづくり」と呼ばれる業務改善や治具の製作等により、新たにチャレンジできる業務を創出している。			
⑤採用・雇用計画の策定	共生社会のリーディングカンパニーを目指し、業務改善で障がいのある方のできる業務を増やしながらか中長期的に採用計画を作成。			
⑥求人への申込みに向けた準備など募集や採用活動の準備	社内就業環境を整備し、近隣の福祉事業所から就労移行支援制度に基づく実習生を受け入れ、現場実習を複数回実施。実習フィードバックも行い、マッチングする方には採用試験を行っている。			
⑦社内の支援体制等の環境整備	会社の重点取組として、障がいのある方のための業務改善を実施し、多様な障がいのある人材の就労環境を整備している。			
⑧採用後の雇用管理や職場定着等	毎年1回以上の合理的配慮面談実施。新入社員に対しては定期的な定着支援面談実施。障がい者雇用推進部門のメンバーを中心に都度の業務サポートを実施。			

「障害者雇用相談援助事業」利用のご案内

障害者雇用の経験やノウハウを有する認定事業者から、障害者の一連の雇用管理に関する相談援助を無料で受けることができます。

障害者雇用相談援助事業の概要

都道府県労働局長の認定を受けた事業者が障害者雇用の経験やノウハウが不足する事業主に対して、雇入れやその雇用継続を図るための一連の雇用管理（裏面参照）に関する相談援助を行います。

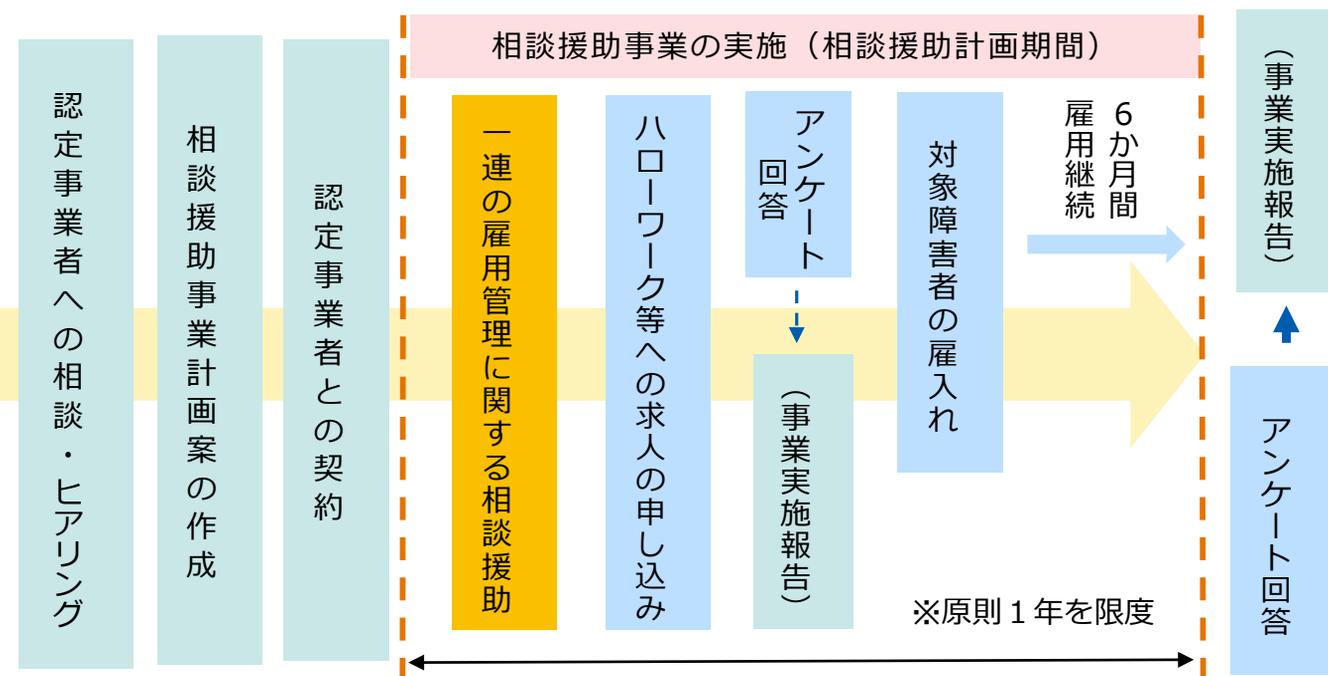
【支援対象となる事業主】

法定雇用率未達成企業（特に障害者の雇用義務があるにも関わらず障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）、中小企業、除外率設定業種の企業（特に除外率引下げによる影響の大きい企業））等

障害者雇用相談援助事業利用の流れ

本事業による相談援助は、①ハローワーク等に求人の申し込みを行うこと、②対象障害者を雇入れ、その雇用を継続することを目的とします。

※相談援助を受けた後には、アンケートへのご協力も御願います。



障害者の一連の雇用管理とは

① 経営陣の理解促進

経営や人材活用の方針の決定権等をもつ社長など経営陣に対して、障害者雇用促進法の趣旨やノーマライゼーションの観点から企業に求められている責任、障害者雇用を通じた経営改善について理解促進を図ること。

② 障害者雇用推進体制の構築

障害者雇用の担当者の明確化を図るとともに、属人化・形骸化しないよう、組織として障害者雇用を推進していくための実効性のある体制の構築を図ること。

③ 企業内での障害者雇用の理解促進

経営陣や人事部門の考える障害者雇用の方針、障害者雇用のメリット、働く上で必要な合理的配慮について、障害者を配属する現場の社員の理解促進を図ること。

④ 当該企業内における職務の創出・選定

業務の選定やそれに伴い必要となる業務プロセス・組織体制の見直し、受け入れ部署の検討等に当たり、企業全体を把握して分析を行う。また、過去の事例等や他社の取り組み例を活かして、企業の本来業務につながる業務で、障害者が活躍できるよう、企業内における職務の創出・選定を行うこと。

⑤ 採用・雇用方針の決定

④の職務の創出・選定の結果を踏まえ、求めるスキルや経験、人物像の整理等採用・雇用方針を決定すること。

⑥ 求人への申し込みに向けた準備など募集や採用活動の準備

労働条件の設定、募集媒体の選定、応募状況に応じた条件の見直し、書類選考や採用面接におけるチェックポイントの作成など、募集や採用活動の準備を行うこと。

⑦ 企業内の支援体制等の環境整備

労働者の障害の特性に配慮した施設・設備の整備や援助する者の配置など、必要な支援体制等の整備について検討し導入すること。

⑧ 採用後の雇用管理や職場定着等

採用後における、業務・作業環境・職場の人間関係等職場適応上の課題が生じた際の課題の把握や予防、解決するための仕組みや体制づくりを行うこと。また、中長期的な活躍も視野に、職場適応状況や本人の希望を踏まえ、業務範囲や勤務時間の拡大等のキャリアアップの仕組みづくりを行うこと。

留意事項

- 相談援助事業の実施は、障害者雇用相談援助に係る助成金が認定事業者に対し支給されるため、**原則、無料で相談援助に関する支援が受けられます**。ただし、認定事業者が、無料での相談援助に加え、追加的な相談援助の支援を行っている場合は、有料でその支援を利用できません。追加的な支援の利用を検討する場合は、認定事業者にご相談ください。
- 支援を受けた後は速やかに公共職業安定所への求人の申し込み等をお願いします。求人の申し込みが本事業に係る認定事業者への助成金支給の要件の1つとなっていますが、仮に求人の申し込みを行わず、認定事業者が助成金の支給を受けられない場合でも、この支援に関する費用を請求されることは原則ありません。